総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業

入札説明書

平成28年4月26日

栃 木 県

目 次

1 事業概要	1
(1) 事業内容に関する事項	1
2 入札参加に関する条件	4
(1) 入札参加者の要件について	4
3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
(1) 募集及び選定方法	
(2) 募集及び選定スケジュール	10
4 入札に関する事項	11
(1) 入札手続き	
(2) 入札参加に関する留意事項	
5 予定価格	17
(1) 運営・維持管理費等の予定価格	
(2) (1)及び設計・建設費を含む予定価格の合計	
7 落札者の決定	
(1) 検討委員会の設置	
(2) 審査の基準(3) 落札者の決定	
(4) 落札者決定結果の公表	
8 提案に関する事項	
(1) 立地条件 (2) 施設構成	
(3) 選定事業者が行う業務	
(4) 業務の委託	
9 事業者の収入(1) 県のサービス購入費	
(1) 泉のサービス購入賃(2) 利用者から得る収入	
(3) 県の収入	
(4) 保険	
(5) 県と事業者の責任分担	
(6) 財務書類の提出	22

10 ‡	契約に関する事項	22
(1)	契約手続き	. 22
(2)	事業契約の概要	. 22
(3)	契約金額	. 22
(4)	契約の保証	. 22
(5)	S P C の設立	. 22
(6)	事業者の事業契約上の地位	. 23
(-)	动次人动物用上の切光	0.0
(7)	融資金融機関との協議	. 43
	では、	
11 -	その他	23
11 7 (1)		. 23
11 7 (1)	その他 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	. 23 . 23
11 7 (1) (2) (3)	その他 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援 財政上及び金融上の支援	. 23 . 23 . 23
11 { (1) (2) (3) (4)	その他法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	. 23 . 23 . 23 . 23

この入札説明書は、栃木県(以下「県」という。)が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき特定事業として選定した総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方は、平成27年9月11日に公表した実施方針及び業務要求水準書(案)(以下「実施方針等」という。)と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・意見への回答(平成27年11月19日公表)及び意見交換会における対話内容一覧(平成28年2月12日公表)を反映し、一部変更している。したがって、本事業の入札に参加しようとする者は、入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)(以下「入札説明書等」という。)の内容を踏まえ、入札に参加することとする。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答並びに意見交換会の記録に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先する。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

1 事業概要

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業

イ 公共施設の管理者の名称

栃木県知事 福田富一

ウ 事業目的

県は、平成26年に策定した総合スポーツゾーン全体構想に基づき、県民誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりを図れる施設として、また、平成34年に予定している第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会(以下「国体等」という。)の開催に向け、競技力向上を目指した選手育成など、スポーツによる人材育成に寄与する県民総スポーツの推進拠点となる施設を整備する。

本事業は、新体育館、屋内水泳場、外構等(以下「本施設」という。)を一体的に整備するものである。

県は、本事業の実施に当たって、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の設計、建設、運営及び維持管理を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

エ 本施設の概要

本施設は「新体育館」、「屋内水泳場」、「体育館分館」、「外構」及び「自由提案施設」で構成される。「新体育館」、「屋内水泳場」、「体育館分館」及び「外構」は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。

(7) 新体育館

メインアリーナ、サブアリーナ及び付属施設である。

(1) 屋内水泳場

50mプール、25mプール(飛込兼用)及び付属施設である。

(ウ) 体育館分館 (既存施設)

メインアリーナ(主にボクシング競技で利用)及び付属施設である。

(I) 外構

駐車場、駐輪場及び付属施設である。

(オ) 自由提案施設

本事業を実施する民間事業者(以下「選定事業者」という。)の任意提案により整備するものであり、本事業の事業目的と合致し、新体育館、屋内水泳場及び外構とあわせて整備することにより、利用促進や利用者の一層の健康増進が期待されるもので、県の財政負担軽減に寄与するとともに、本事業の事業計画に過度な影響を与えない範囲の施設とする。

才 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が本施設の設計及び建設を行い、県に本施設の所有権を移転した後、運営及び維持管理を行う方式(BTO方式)とする。

カ 事業期間

- (7) 設計・建設期間 : 事業契約締結の日~平成33年3月末日 ※1
- (**1**) **運営・維持管理期間**: 平成33年4月1日~平成48年3月末日 **※**2
 - ※1 開館準備期間も含む
 - ※2 第1期運営・維持管理期間:平成33年4月1日~平成35年3月末日 第2期運営・維持管理期間:平成35年4月1日~平成48年3月末日

キ 事業範囲

本事業の範囲は次のとおりとする。なお、県が行う体育館分館の改築又は改修工事は本事業の対象外とする。業務内容の詳細については、業務要求水準書を参照すること。

選定事業者が行う業務の範囲は次のとおりである。

(7) 設計・建設段階

選定事業者は、設計・建設段階における次の業務を実施する。

a 設計業務

- 事前調査及びその関連業務
- ・設計及びその関連業務
- ・各種申請・許認可取得等に関する業務(国庫補助申請補助等)
- ・説明会等の地元対応に関する業務

b 建設業務

- ・建設工事及びその関連業務(既存外構解体、造成、外構整備等を含む)
- 備品等調達・設置業務
- 各種申請・許認可取得等に関する業務(国庫補助申請補助等)
- ・説明会等の地元対応に関する業務(工事に伴う近隣対策等)
- ・施設の引き渡し業務(県への所有権移転業務等)

c 工事監理業務

d 開業準備業務

- ・開業準備に関する業務
- ・プール公認取得申請業務

(イ) 運営·維持管理段階

選定事業者は、次の運営業務及び維持管理業務を行う。

a 運営業務

- 総合管理業務
- · 広報 · PR業務
- ・スポーツ・健康づくり事業等運営業務
- ・トレーニング指導業務
- ・プール監視等業務
- ・プールの水質等衛生管理業務
- ・プール公認更新申請業務
- ・スポーツ用品の販売・貸出業務
- 自動販売機運営業務
- ・自由提案事業(自由提案施設による事業、選定事業者が新体育館や屋内水泳場等を専 用利用して任意に実施する事業)
- 事業期間終了時の引継業務

b 維持管理業務

- 建築物保守管理業務
- 建築設備保守管理業務
- 備品等保守管理業務
- 外構施設保守管理業務

- 植栽管理業務
- · 環境衛生管理業務
- 清掃業務
- 警備業務
- ·修繕 · 更新業務
- ・体育館分館(既存施設)の修繕及び備品購入等に関する業務
- 駐車場管理業務
- · 駐輪場管理業務

ク 利用区分及び運動施設(新体育館、屋内水泳場、体育館分館)の利用形態

本事業における利用形態の詳細や利用条件、利用料金の設定の考え方、第1期・第2期 の運営・維持管理期間と使用する施設との関係等については、業務要求水準書を参照する こと。

ケ 本事業に必要と想定される根拠法令

本事業に必要と想定される根拠法令については、業務要求水準書を参照すること。

2 入札参加に関する条件

(1) 入札参加者の要件について

ア 入札に参加する者に必要な資格

- (7) 入札に参加する者の構成等
 - a 本事業の入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、本施設の設計業務に当たる者(以下「設計に当たる者」という。)、本施設の工事監理業務に当たる者(以下「工事監理に当たる者」という。)、本施設の建設業務に当たる者(以下「建設に当たる者」という。)、本施設の運営業務に当たる者(以下「運営に当たる者」という。)及び本施設の維持管理業務に当たる者(以下「維持管理に当たる者」という。)を含むグループ(以下「参加グループ」という。)であること。なお、同一の者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、同一の者又はその者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)若しくは親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)が、建設に当たる者と工事監理に当たる者を兼ねることはできない。
 - b 参加グループを構成する者は、参加表明書等(入札参加表明書等の提出書類をいう。以下同じ。)の提出時に構成員(本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)に出資を予定し、かつ、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。)又は協力企業(構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。)のいずれの立場であるかを明らかにすること。

c 入札参加者は、参加表明書等の提出時に構成員の中から代表企業(参加グループを 代表する企業をいう。以下同じ。)を定め、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。

(イ) 入札参加資格要件(共通)

構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たす者であること。

- a PFI法第9条各号のいずれにも該当しない者であること。
- b 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- c 参加表明書等の提出締切日から入札提出書類の提出締切日までの間において栃木県 建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成21年3月26日付け監第299号県土整備部 長通知)及び栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け 会計第129号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- d 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- e 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- f 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、 公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- g 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者で ないこと。
- h 最近1年間において国税及び地方税を滞納していない者であること。
- i 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は第4号に該当しない者であること。
- j 県が本事業について、アドバイザリー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社、みずほ総合研究所株式会社がアドバイザリー業務の一部を委託している株式会社昭和設計及び西村あさひ法律事務所並びにこれらの企業と資本面で関連のある者(当該企業の100分の50を超える株式を有する者又は当該企業にその出資総額の100分の50を超える出資をしている者及び当該企業が100分の50を超える株式を有する者又は当該企業が出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。以下同じ。)又は人事面で関連のある者(代表権を有する役員が当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。)でないこと。
- k 本事業に係る他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。
- 1 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業検討委員会の委員が属する企業又はその 企業と資本面で関連のある者若しくは人事面で関連のある者でないこと。

(ウ) 入札参加資格要件(業務別)

a 設計に当たる者

(a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (b) 平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格(平成28年栃木県告示第139号。以下「測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格」という。) に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (c) 平成3年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県及び 都道府県出資公社発注の業務委託料500万円以上の新築建築物の実施設計実績(国、 特殊法人等及び都道府県によるPFI事業(PFI法第7条の規定により選定され た事業をいう。)における構成員(当該事業を遂行する目的で設立されたSPCに出 資し、かつ、SPCから直接業務を受託し、又は請け負った者をいう。)又は協力企 業(構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し、又は請け負った者をいう。) としての当該実施設計実績を含む。)を有すること。
- (d) 平成3年4月1日以降に完成引き渡しが完了した実施設計実績(共同企業体の構成員としての実施設計実績を含む。)であって、次に掲げるいずれかの実施設計実績を有すること。ただし、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの一の者が当該実施設計実績を有すればよいものとする。
 - i 25m以上の屋内の公認プール施設(公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則 に規定するプールをいう。以下同じ。)の実施設計実績
 - ii 延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設(体育館等アリーナ部分を有するものに限る。以下同じ。)の実施設計実績

b 工事監理に当たる者

aの設計に当たる者と同様の要件を満たす者であること。

c 建設に当たる者

(a) 建築工事に当たる者

- i 平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格 (平成28年栃木県告示第 138号。以下「建設工事に係る競争入札参加資格」という。) に基づき、建築一式 工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- ii 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な建築一式工事の総合評定値(P)が1,400点以上であること。ただし、建築工事に当たる者が複数であって、そのうちの一の者の当該総合評定値(P)が1,400点以上である場合は、他の者の当該総合評定値(P)は770点以上であればよいものとする。
- iii 平成8年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県及び都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の新築建築物の建築一式工事の実績を有すること。
- iv 平成8年4月1日以降に元請として完成引き渡しが完了した施工実績で、次に 掲げるいずれかの施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は、代表とし てその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。)を有すること。ただし、 建築工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの一の者が当該施工実績を有すれ

ばよいものとする。

- (i) 25m以上の屋内の公認プール施設の施工実績
- (ii) 延床面積5,000 m以上の屋内スポーツ施設の施工実績

(b) 電気設備工事に当たる者

- i 建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、電気工事の入札参加資格を有する ものと決定された者であること。
- ii 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な電気 工事の総合評定値(P)が830点以上であること。
- iii 平成8年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県及 び都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の新築建築物の電気設備工事実 績を有すること。

(c) 機械設備工事に当たる者

- i 建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、管工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- ii 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な管工事の総合評定値(P)が780点以上であること。
- iii 平成8年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県及び都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の新築建築物の機械設備工事実績を有すること。

(d) 土木工事に当たる者

- i 建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、土木一式工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- ii 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な土木 一式工事の総合評定値(P)が900点以上であること。
- iii 平成8年4月1日以降に完成引き渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県、 都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の土木一式工事実績を有すること。

(e) (a) から(d) までに掲げる者以外の者

建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

d 運営に当たる者

- (a) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加者資格を有するものと決定された者であること。
- (b) 平成8年4月1日以降に、屋内プール、体育館、トレーニングジム又はフィットネススタジオのいずれかに係る1年以上の運営実績を有すること。ただし、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの一の者が当該運営実績を有すればよいものとする。

e 維持管理に当たる者

- (a) 競争入札参加者資格等に基づき、入札参加者資格を有するものと決定された者であること。
- (b) 平成8年4月1日以降に、屋内プール、体育館、トレーニングジム又はフィット ネススタジオのいずれかに係る1年以上の維持管理実績を有すること。ただし、維 持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの一の者が当該維持管理実績を有すれ ばよいものとする。

f aからeまでに掲げる者以外の者

次のいずれかに基づく入札参加資格を有するものと決定された者であること。

- (a) 測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格
- (b) 建設工事に係る競争入札参加資格
- (c) 競争入札参加者資格等

イ 入札参加資格の確認等

- (ア) 参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。
- (4) 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、参加資格確認 基準日から入札提出書類の提出締切日の前日までの間に、2(1)アの入札に参加する者に 必要な資格に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者 は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至 った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。
 - a 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、「構成員等変更承諾願」(様式3-4)を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
 - b 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成 員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格等を満たすことを県が認 めたとき。
- (ウ) 入札提出書類の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、2(1)アの入札に参加する者に必要な資格に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
 - a 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、「構成員等変更承諾願」(様式3-4)を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

b 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成 員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立 予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと 県が判断したとき。

3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される。

また、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効果的・効率的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、設計・建設、運営・維持管理、事業計画における業務遂行能力及び県の財政支出額等を総合的に評価する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとする。

(2) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

日程	スケジュール
平成28年4月26日	入札公告 (入札説明書等の公表)
平成28年5月13日~17日	第1回入札説明書等に関する質問の受付
平成28年6月13日	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答
平成28年6月20日~22日	意見交換会の申込受付
平成28年6月28日~30日	意見交換会の実施
平成28年7月13日~15日	入札参加表明書等(入札資格確認申請書等を含む)の提出
平成28年7月25日	入札参加資格確認結果の通知
平成28年7月26日~8月3日	入札参加資格がないと認めた理由の説明請求受付
平成28年8月4日~8日	第2回入札説明書等に関する質問の受付
平成28年8月15日	入札参加資格がないと認めた理由の説明請求に対する回答
平成28年9月2日	第2回入札説明書等に関する質問に対する回答
平成28年10月5日~7日	入札(入札提出書類(提案書)の提出)
平成28年11月15日	開札
平成28年12月上旬	落札者の決定・公表
平成28年12月下旬	基本協定の締結
平成29年1月下旬	仮契約の締結
平成29年3月下旬	事業契約の締結

4 入札に関する事項

(1) 入札手続き

ア 本入札及び契約に係る担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁舎本館13階 栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室 事業管理担当

電話: 028-623-2593

電子メールアドレス: gsz-jigyo@pref. tochigi. lg. jp

栃木県ホームページ: http://www.pref.tochigi.lg.jp/h13/index.html

イ 第1回入札説明書等に関する質問の受付

第1回入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間

平成28年5月13日(金)から同月17日(火)午後4時まで

(イ) 提出方法

「入札説明書等に関する質問書提出届(第1回)」(様式 1-1-1) 及び「入札説明書等に関する質問書(第1回)」(様式 1-1-2) に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。なお、電子メールは、件名を「入札説明書等に関する質問(第1回)」と表記した上で送信し、送信後、電話により受信確認(土曜日及び日曜日を除く。)を行うこと。

(ウ) 提出先及び電子メールの場合の受信確認先

アのとおり。

ウ 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答は、平成28年6月13日(月)に県ホームページにおいて公表する。

エ 意見交換会の実施

県は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札 参加希望者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないよう にすることを目的として、意見交換会(対話)の場を設ける。

意見交換会の実施に当たっては、「施設整備計画(全体配置計画、諸室計画等)の基本的な考え方」、「運営・維持管理計画(スポーツ・健康づくり事業等運営業務、利用料金等)の基本的な考え方」及び「自由提案事業の基本的な考え方」について、個別対面方式により質疑応答を行うものとする。

なお、意見交換会における対話の内容については、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ

等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると 考えられるものを除き、県ホームページにおいて事後に公表する。また、意見交換会に参加しない者が入札に参加することは妨げない。

(7) 実施日時

平成28年6月28日 (火) から同月30日 (木) まで

(イ) 参加者

グループ(複数企業)での参加を原則とする。なお、単独企業で申し込むことも可と するが、同一企業が複数回参加することは不可とする。

(ウ) 申込方法

「意見交換会参加申込書」(様式1-3-1)及び「意見交換会の議題」(様式1-3-2)並びに「自由提案事業に関する照会書」(様式1-4)(自由提案事業を実施する場合)を記入の上、電子メールでのファイル添付又は郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、データはCD-Rに保存して添付のこと。)により提出すること。

また、電子メールによる場合は、容量を3MB以内、件名を「意見交換会への参加申込」と表記した上で送信し、送信後、電話により受信確認を行うこと。

なお、グループの場合は、代表する企業を定め代表する企業が申し込むこと。

(I) 申込先及び電子メールの場合の受信確認先

アのとおり。

(オ) 申込受付期間

平成28年6月20日(月)から同月22日(水)午後4時まで

(カ) 実施方法の通知

意見交換会の実施日時、実施会場及び参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定し、申込期間終了後、参加申込のあったグループの代表する企業等の担当者に通知する。なお、その場合に上記(イ)に示した参加者が全員参加できないことは差し支えない。ただし、当初参加を希望した者以外が参加することは認めない。

オ 入札参加表明書等(入札参加資格確認申請書等を含む)の提出

入札参加者は、「入札参加表明時の提出書類」(様式 2-1 から様式 2-7-2 まで、及び添付書類 2-1 から添付書類 2-4 まで)を次のとおり提出し、この入札に参加する者に必要な資格の有無について確認を受けること。

(7) 提出期間

平成28年7月13日(水)から同月15日(金)までの日の午前9時から午後4時まで

(イ) 提出先及び提出方法

a 入札参加表明書等

電子入札システムにより「入札参加表明書」(様式 2-2) から「委任状」(様式 2-4) までの電子データを提出した上、bの入札参加資格確認申請書等とともにアの場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、(ア)の提出期間内に必着すること。) すること。ただし、電子入札システムにより難い場合は、あらかじめ県の承諾を得た上で、持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、(ア)の提出期間内に必着すること。) のみにより提出することができる。なお、当該承諾を得ようとするときは、「紙入札方式参加承諾願」(様式 3-1) 及び「委任状(紙入札方式参加承諾願の提出者への委任状)」(様式 3-2) をアの場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法によること。) すること。

b 入札参加資格確認申請書等

「入札参加資格確認申請書」(様式 2-5) から「役員名簿」(様式 2-7-2) まで、及び「会社概要書」(添付書類 2-1) から「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」(添付書類 2-4) までを a の入札参加表明書等と併せてアの場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、(ア)の提出期間内に必着すること。) すること。

(ウ) 入札参加資格を有しない者の参加

2(1)ア(ウ) f の入札参加資格を有しない者も参加表明書等を提出することができるが、 入札に参加するためには、(ア)の提出期間の末日において、当該資格の認定を受けていな ければならない。

カ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、平成 28 年 7 月 25 日 (月) に代表企業に対して書面により 通知する。

キ 入札参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者は、次のとおりその理由について書面(任意様式) により県に説明を求めることができる。

(7) 受付期間

平成28年7月26日(火)から同年8月3日(水)午後4時まで

(イ) 提出先及び提出方法

持参(土曜日及び日曜日を除く。)又は郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、(ア)の受付期間内に必着すること。)によりアの場所に提出すること。

ク 入札参加資格がないと認めた理由の説明請求に対する回答

入札参加資格がないと認めた理由の説明請求に対する回答は、平成28年8月15日(月)までに代表企業に対して行う。

ケ 第2回入札説明書等に関する質問の受付

第2回入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間

平成28年8月4日(木)から同月8日(月)午後4時まで

(イ) 提出方法

「入札説明書等に関する質問書提出届(第2回)」(様式 1-2-1)及び「入札説明書等に関する質問書(第2回)」(様式 1-2-2)に記入の上、代表企業がとりまとめて、電子メールでのファイル添付により提出すること。なお、電子メールは、件名を「入札説明書等に関する質問(第2回)」と表記した上で送信し、送信後、電話により受信確認(土曜日及び日曜日を除く。)を行うこと。

(ウ) 提出先

アのとおり。

コ 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

第2回入札説明書等に関する質問に対する回答は、平成28年9月2日(金)に県ホームページにおいて公表する。

サ 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに「入 札辞退届」(様式 3-3)をアの場所に提出すること。

シ 入札 (入札提出書類 (提案書) の提出)

入札参加資格が確認された入札参加者は、「入札時の提出書類」(様式 4-1-1 から様式 4-6-2 まで、及び図面 1 から図面 13 まで。以下「入札提出書類」という。)を次のとおり提出しなければならない。なお、(ア)の入札期間に入札提出書類を提出しない場合は、入札に参加できない。また、入札回数は1回とする。

(7) 入札期間

平成28年10月5日(水)から同月7日(金)までの日の午前9時から午後4時まで

(イ) 入札提出書類の提出先・提出方法

a 入札書

電子入札システムにより「入札書」(様式 4-2-1)の情報(入札価格)を入力の上、「入札価格内訳書」(様式 4-2-2)の電子データを添付し、提出すること。ただし、入札参加表明書等の提出時に電子入札システムにより難いとして、県の承諾を得た場合は、bの入札書以外の入札提出書類とともにアの場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、(ア)の入札期間内に必着すること。)すること。

なお、入札参加表明書等は電子入札システムにより提出したが、入札書の提出が電子入札システムによることができなくなった場合は、あらかじめ県の承諾を得た上で、bの入札書以外の入札提出書類とともにアの場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、(ア)の入札期間内に必着すること。)すること。当該承諾を得ようとするときは、「紙入札方式参加承諾願」(様式 3-1)及び「委任状(紙入札方式参加承諾願の提出者への委任状)」(様式 3-2)をアの場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法によること。)すること。

b 入札書以外の入札提出書類

「入札書」(様式 4-2-1) 及び「入札価格内訳書」(様式 4-2-2) を除く「入札時の提出書類」をアの場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、(ア)の入札期間内に必着すること。) すること。

(ウ) 入札参加者

原則として、代表企業とする。ただし、「委任状(代理人が入札する場合)」(様式 4-1-6)を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

ス ヒアリング等

入札参加者に対し、提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法 及び日時等は、入札参加者に別途通知する。

セ 開札

(7) 開札日時

平成28年11月15日(火)午後3時

(イ) 開札場所

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁舎東館3階入札室2

(ウ) 開札方法

電子入札システムにより行う。紙による入札参加者がいる場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、紙による入札参加者がいない場合及び入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

(2) 入札参加に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札提出書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を 承諾したものとみなす。

イ 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

入札保証金は、免除する。

エ 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

才 著作権

入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属するものとする。

ただし、県は、本事業の公表時及びその他県が必要と判断した場合には、落札者の入札 提出書類の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札者の入 札提出書類については、本事業の公表以外の目的には使用しない。

力 特許権等

入札提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

キ 入札提出書類の取扱い

提出された入札提出書類については、変更できないものとし、また、返却しないものと する。

ク 県が提示する資料の取扱い

県が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ケ 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は 中止することがある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

コ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (4) 虚偽の参加資格確認申請等を行った者が入札したもの
- (ウ) 入札提出書類が所定の日時までに到着しないもの
- (エ) 同一の入札に2人以上の代理をした者から入札書が出されたもの
- (オ) 同一の入札に他の入札参加者の代理をした者から入札書が出されたもの
- (カ) 同一の入札に同一の入札参加者から2通以上の入札書が出されたもの
- (キ) 入札提出書類に必要な記名押印のないもの
- (ク) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (ケ) 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- (コ) 入札参加者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (サ) その他入札に関する条件に違反したもの

サ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表 企業に通知する。

5 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

(1) 予定価格

32,360,000,000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)

(2) 運営・維持管理費等の予定価格

- 11,777,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- ※ (1)から、設計業務、建設業務 (備品等調達・設置業務を除く)及び工事監理業務に要する経費の合計を控除した額

6 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関しては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成7年12月12日知事決定)により、栃木県政府調達苦情検討委員会(連絡先栃木県政府調達苦情検討委員会事務局、栃木県会計局会計管理課電話028-623-3023)に対して苦情を申し立てることができる。

7 落札者の決定

(1) 検討委員会の設置

落札者の選定に当たり、県は学識経験者で構成される総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。検討委員会の委員については、 次のとおりである。なお、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

(委昌長及	び副委員長	長を除き五−	音順
---	------	-------	--------	----

区分	氏 名	所 属・役 職 等
委員長	宮本 和明	東京都市大学都市生活学部教授
副委員長	安登 利幸	亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科教授
委員	小山 さなえ	作新学院大学経営学部教授
委員	髙田 純子	公認会計士、税理士
委員	中村 祐司	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
委員	藤井 和彦	白鷗大学教育学部准教授
委員	三橋 伸夫	宇都宮大学地域デザイン科学部教授

(2) 審査の基準

審査の基準については、別添の落札者決定基準を参照すること。

(3) 落札者の決定

検討委員会は、性能審査による性能評価点及び価格審査による価格評価点を加算して得られた値を総合評価点とし、それが最大となった提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価点が最も高い提案が複数あるときは、性能評価点が最も高いものを最優秀提案とする。総合評価点が最も高い提案が複数あったときにおいて、当該複数の提案に係る性能評価点が同点のときは、当該提案を行った入札参加者にくじを引かせ最優秀提案を選定する。

県は、当該最優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。県は、落札者と協議を行い、協議が整った場合には落札者と基本協定を締結する。また、基本協定を踏まえて、SP Cと事業契約(仮契約)を締結する。仮契約は、県議会の議決を経て、本契約となる。

(4) 落札者決定結果の公表

県は、落札者決定後速やかに落札者の決定について公表する。

8 提案に関する事項

(1) 立地条件

所 在 地	栃木県宇都宮市今宮4丁目		
敷地面積	約6.7ha		
地域地区	都市公園区域第一種住居地域(特別用途地区)		
形態規制	建ぺい率60% 容積率200%		

(2) 施設構成

本施設の施設構成の概要は次のとおりである。

区分		概要
新体育館	構成	◎メインアリーナ
		・観客席5,000席以上
		◎サブアリーナ
		・観客席300席以上
屋内水泳場	構成	◎50mプール
		・水深最大2.0m(可動床、可動壁整備のこと)
		※50m、25m、水球について、(公財) 日本水泳連盟プール公認の
		取得が可能な施設とする。
		◎25mプール (飛込兼用)
		・水深最大5.0m(可動床整備のこと)
		※25m、飛込、シンクロナイズドスイミングについて、(公財) 日
		本水泳連盟プール公認の取得が可能な施設とする。
		・観客席 固定席 2,000席以上
その他関連諸室	構成	◎トレーニング室、多目的スタジオ、幼児体育室等
		◎会議室、その他関連諸室
		◎廊下、便所、倉庫等
延床面積合計		36,000㎡程度とすること
体育館分館	構成	◎メインアリーナ
(既存施設)		ボクシングリング 1基
	規模	延床面積 1,288㎡
外構	構成	◎駐車場(490台以上)、駐輪場等
自由提案施設	※事業者の提案による	

[※]表中の面積は、注釈のない限り建築基準法に基づく面積とする。

(3) 選定事業者が行う業務

選定事業者が行う業務は、1(1)キの事業範囲及び業務要求水準書に示すとおりとする。

(4) 業務の委託

選定事業者は、入札提出書類に示したとおりに構成員又は協力企業に本事業の業務を委託 又は請け負わせるものとする。ただし、県の承諾を得た場合に限り当該入札提出書類に示し ていない第三者に業務を委託又は請け負わせることができるものとする。なお、第三者への 業務の委託又は請負は、全て選定事業者の責任において行うものとし、選定事業者が使用す る第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいか んにかかわらず、全て事業者が責任を負うものとする。

9 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

(1) 県のサービス購入費

県は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービス購入の対価 として、サービス購入費を支払う。

サービス購入費の構成は次のとおりである。

支払方法、支払時期等については、別添資料1「サービス購入費の算定及び支払方法等」を参照すること。

ア 設計・建設の対価

本施設の設計及び建設に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を一括払い及び割賦払いにより選定事業者に支払う。

なお、本事業では国土交通省による社会資本整備総合交付金を事業費の一部に充当する ことを想定しており、県負担分と併せ、年度ごとに一括して選定事業者に支払うことを想 定している。

イ 開業準備の対価

本施設の開業準備に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を本施設の供用開始後に一括して選定事業者に支払う。

ウ 運営・維持管理の対価

県は、運営業務及び維持管理業務に係る対価(光熱水費を除く。)について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり 選定事業者に支払う。

なお、県への本施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

エ 運営・維持管理に要する光熱水費の対価

県は、運営業務及び維持管理業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する対価について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり選定事業者に支払う。

なお、県への本施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うこ

とを想定している。

(2) 利用者から得る収入

ア 利用者から得る利用料金収入 (第2期運営・維持管理期間)

施設・設備に係る利用料金である。

※県は、選定事業者を本施設の指定管理者(地方自治法第244条の2)として指定し、利用 料金を直接選定事業者の収入とすることを想定している。

イ 受講料収入(教室の開催など)

要求水準に基づいて開催される各種スポーツ教室等の受講者から得る収入である。

ウ スポーツ用品の販売・貸出業務により得られる収入

スポーツ用品の販売・貸出業務の実施により得る収入である。

エ 自動販売機運営業務により得られる収入

自動販売機運営業務の実施により得る収入である。

オ 自由提案事業により得られる収入

自由提案事業の実施により得る収入である。

(3) 県の収入

本事業における県の収入は次のとおりである。

ア 利用者から得る使用料収入 (第1期運営・維持管理期間)

(4) 保険

事業契約書(案)を参照すること。

(5) 県と事業者の責任分担

ア 基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、県と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県がその全て又は一部を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担 すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(6) 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、県に提出する。また、県は、当該財務書類を 公開できるものとする。

10 契約に関する事項

(1) 契約手続き

ア 県と落札者は、入札説明書等及び入札提出書類に基づき基本協定を締結する。

- イ 県は、下記(5)において示すSPCと、基本協定に基づき事業実施の詳細条件を協議、調整し、仮契約を締結する。
- ウ 仮契約は、当該契約に関する議案及び指定管理者の指定に関する議案が平成29年2月定 例会議の議決を経た場合に本契約となる。
- エ 落札者の構成員又は協力企業が、落札者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格 要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

(2) 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備及び運営・維持管理に関する 業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

(3) 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

(4) 契約の保証

事業契約書(案)を参照すること。

(5) SPCの設立

落札者は、仮契約締結までに会社法に定める株式会社としてSPCを設立しなければならない。SPCの設立にあたっての要件は次のとおりとする。

ア 本店の所在地は、栃木県内とする。

- イ SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、 取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ウ 落札者の構成員は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保 有するものとし、かつ、代表企業の議決権保有割合は出資者中最大となるものとする。

エ 構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、当該出資者の議決権保有 割合は、全事業期間において全議決権の2分の1未満とする。

(6) 事業者の事業契約上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保 提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しよう とする場合も同様とする。なお、構成員等が保有するSPCの株式については、県の事前の 書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(7) 融資金融機関との協議

事業者は、県が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関(以下「融資金融機関」という。)と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね次の事項を定めることとする。

ア 県が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項

イ 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡 し、又は担保提供する場合の県の書面による承諾に関する事項

ウ 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の県との協議に関する事項

11 その他

(1) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置 が適用されることとなる場合は、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる 可能性がある場合は、県はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

(3) 費用負担

本事業の入札に関し必要な費用については、全て参加者の負担とする。

(4) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページに公表する。

(5) 入札手続きに関する問合せ

栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室 事業管理担当 青井、田口、佐藤、渡辺

住 所: 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

電 話:028-623-2593 FAX:028-623-2392

電子メールアドレス: gsz-jigyo@pref. tochigi. lg. jp

栃木県ホームページ: http://www.pref.tochigi.lg.jp/h13/index.html